

(通行不能の状態にある場合の無道路地の判定)

[Q7] 土地等を評価する場合において、特定非常災害による被害により画地に接する路線がいずれも通行不能の状態であるときには、無道路地として評価できますか。

[A]

無道路地とは、路線に接していない宅地をいいます。

特定非常災害により路線の形状が崩れたり、がれきが堆積したこと等により、課税時期において画地に接する路線がいずれも通行不能の状態となっていたとしても、通常、その状態は一時的なものであり、がれきの撤去等により路線として復旧するものと考えられるため、無道路地とはいえないことから、無道路地として評価することはできません。

(注) 特定非常災害以外の災害により画地に接する路線がいずれも通行不能の状態にある場合においても、この取扱いに準じて評価することとなります。

【関係法令等】

評価通達 20-3